

第 5 号議案

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

療養環境の改善を目的とした設備更新及び諸費用の上昇を反映し、病室使用加算額及び設備使用料の一部を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立芦屋病院使用料及び手数料条例（昭和 2 7 年芦屋市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）			
区分		市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者	区分		市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
病室使用加算額（1 日につき）	特別室 A・特別室 B	(略)	(略)	病室使用加算額（1 日につき）	特別室 A・特別室 B	(略)	(略)
	個室 A	<u>1 3, 0 0 0 円</u>	<u>1 5, 0 0 0 円</u>		個室 A	<u>1 0, 0 0 0 円</u>	<u>1 2, 0 0 0 円</u>
分娩介助料	(略)	(略)		分娩介助料	(略)	(略)	
別表第 3（第 3 条関係）				別表第 3（第 3 条関係）			
区分		使用料		区分		使用料	
個室 B のテレビ・インターネット回線・冷蔵庫		1 日につき <u>3, 0 0 0 円</u>		個室 B のテレビ		1 日につき <u>1, 0 0 0 円</u>	
				個室 B のインターネット回線		<u>1 日につき 1, 0 0 0 円</u>	

改正後		改正前	
インターネット回線（特別室A、（略） 特別室B、個室A及び個室Bを除く。）		インターネット回線（特別室A、（略） 特別室B、個室A及び個室Bを除く。）	
		個室Bの冷蔵庫	1日につき200円

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

参 照

市立芦屋病院使用料及び手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

療養環境の改善を目的とした設備更新及び諸費用の上昇を反映し、病室使用加算額及び設備使用料の一部を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 清掃委託料及び修繕費の経費上昇率を踏まえ、1日当たりの病室使用加算額を次のとおり改める。(別表第1関係)

区分	改正案		現 行	
	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者
特別室A	50,000円	60,000円	50,000円	60,000円
特別室B	30,000円	36,000円	30,000円	36,000円
個室A	13,000円	15,000円	10,000円	12,000円

- (2) 光熱費の上昇率を踏まえ、設備使用料を次のとおり改める。(別表第3関係)

区分	改正案	現 行
	使用料	使用料
個室Bのテレビ	1日につき3,000円	1日につき1,000円
個室Bのインターネット回線		1日につき1,000円
個室Bの冷蔵庫		1日につき200円
インターネット回線(特別室A、特別室B、個室A及び個室Bを除く。)	1日につき700円	1日につき700円

3 施行期日

令和7年10月1日